3.学説

a. 独立権能説

　　政治的な議会として国会を考えた時、国会は「国権の最高機関性」または、「国民代表機関性」を持つものである。したがって、国政調査権は議院の権限を越えたものであっても許容されるとする考え。

b. 補助的権能説

　　憲法62条より憲法上認められた国政調査権を副次的（補助的）なものと捉える。国会の権能はそもそも、純粋に私的な事項を除いた立法権全般に及ぶものであるので、その適用範囲は立法権にあたると考えられる。したがって、国政調査権もそれに準ずる範囲には適用できるが、立法権の及んでいないものには適用できないとする考え。

4.私見

　　まず、憲法62条の意味するものが、議院に付与された国政調査権であることは明白である。その意味で議院たる国会は、国民の直接選挙で選ばれた議員で構成されており、国政調査権を行使することによって自体の政治的、社会的責任を明らかにしていくことには制約が加わるものではないように見える（独立権能説）。しかし、この考えに基づいて国政調査権行使が行われれば、権利の濫用やその結果として個人の人権侵害を引き起こすことになりかねない。これでは強者の弱者に対する武器になってしまう。本来的には憲法で定められているこうした権利は、強者としての国家権力に対する弱者としての個人の武器なのだから一定の制約は加えられなければならない。

　　一方、国政調査権の適用範囲を広範囲なままではあるが「立法権全般」と区切っており、前者と比べると濫用の危険性は低くなり、また「純粋に私的な事項」を除いて考えているので、国政調査権行使によって個人の人権が侵される危険性も抑えられた（補助的権能説）。政治的に考えれば前者の考えが強いが、前述したように憲法上の規定はそもそも国家権力に対する個人の武器でなくてはならず、強者にとっての武器になってはならないので、国政調査権は補助的権能説に立って行使されるべきであると私は考える。

参考文献

月間法学教室2001.8.　P56-62　『国政調査権の限界-ロッキード事件と議院の「報道権能」』